

松戸市水道事業建設工事最低制限価格取扱要綱新旧対照表

新旧対象条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける場合の対象工事は、次の各号に掲げる建設工事とする。</p> <p>(1) 設計金額が<u>2千万円</u>未満の一般競争入札で実施する建設工事</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける場合の対象工事は、次の各号に掲げる建設工事とする。</p> <p>(1) 設計金額が<u>130万円以上5千万円</u>未満の一般競争入札で実施する建設工事</p>
<p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計金額(当該合計額が予定価格に100分の9<u>0</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては当該100分の9<u>0</u>を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格に100分の7<u>0</u>を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該100分の7<u>0</u>を乗じて得た額とする。)を基準として設けるものとする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p>	<p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計金額(当該合計額が予定価格に100分の9<u>2</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては当該100分の9<u>2</u>を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格に100分の7<u>5</u>を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該100分の7<u>5</u>を乗じて得た額とする。)を基準として設けるものとする。</p> <p><u>なお、当該合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。</u></p> <p>(1) ~ (4) (略)</p>